



各位

会 社 名 フ ル テ ッ ク 株 式 会 社代表者名 代表取締役社長社長執行役員
古野 重幸

(コード番号:6546 東証市場第一部)

問 合 せ 先 取締役専務執行役員 管理本部長兼経営企画室長 田中 康之

(TEL. 011-222-3572)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部を変更することを 2022 年 3 月 30 日開催予定の第 59 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)により株主総会資料の電子提供措置(第325条の2ないし5)の制度が新設され、その規定が2022年9月1日に施行されますので、これに備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 15 条) は電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものであります。
- (2)変更案第 15 条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を 定めるものであります。
- (3)変更案第 15 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第15条(株主総会参考書類等のインターネット開	(削除)
示とみなし提供)	
当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参	
考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類	
に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法	
務省令に定めるところにしたがい、インターネッ	
トを利用する方法で開示することにより、株主に	
対して提供したものとみなすことができる。	

現行定款	変更案
22 10 72 0	22 22 73
(新設)	 第 15 条(電子提供措置等)
	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参
	 考書類等の内容である情報について、電子提供措
	置をとるものとする。
	2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法
	務省令で定めるものの全部または一部について、
	議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対
	して交付する書面に記載しないことができる。
(条文省略)	(現行どおり)
(7/17-0)	(A) (F. ()
(附則)	(附則)
第1条~第2条(条文省略)	第1条〜第2条(現行どおり)
(+nr =π.\	Mr. o. &
(新設)	第3条
	変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変
	更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、
	会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第7
	0号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定
	の施行の日(以下「施行日」という)から効力を
	生ずるものとする。
	2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月
	以内の日を株主総会の日とする株主総会につい
	ては、変更前定款第15条(株主総会参考書類等
	のインターネット開示とみなし提供) はなお効力
	<u>を有する。</u>
	3 本条は、施行日から6か月を経過した日また
	は前項の株主総会の日から3か月を経過した日の
	いずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日2022 年 3 月 30 日 (予定)定款変更の効力発生日2022 年 3 月 30 日 (予定)